

SMBC (CHINA) NEWS



2020年11月4日

「輸出管制法」、2020年12月より施行

全国人民代表大会常務委員会は、2020年10月7日、《中華人民共和國輸出管制法》（以下、本法）を可決し、2020年12月1日より施行することを決定しました。

本法は、両用（軍事転用可能）品目や軍用品などの輸出管理・制限を明確化したもので、これらの管制品目の国外への移管、外国組織・個人への提供は、本法に基づき管理・制限されます。

本法は、管制政策、輸出管理、監督管理、法的責任などの全5章・49条から構成され、管制品目の輸出許可、最終使用者、最終用途、輸出管理などを明確に規定しています。

本法の概要

◆ 1. 適用範囲・主管部門

適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> ● 中国国内から国外への管制品目の移転 ● 中国の公民・法人・非法人組織による外国組織・個人への管制品目の提供
管制品目	<ul style="list-style-type: none"> ● 両用品目^{※1}、軍用品^{※2}、核^{※3}、およびその他の国家の安全と利益の保護・拡散防止などの国際義務の履行に関わる貨物・技術・サービスなどの品目
主管部門	<ul style="list-style-type: none"> ● 国家輸出管制管理部門（國務院・中央軍事委員会の輸出管制担当部門）

※1 民事用途のほかに、軍事用途も有するまたは軍事的潜在力の向上に資する、特に大量破壊兵器およびその運送積載手段の設計・開発・生産または使用に用いる貨物・技術・サービス

※2 軍事目的に用いる装備、専用生産設備およびその他の関連貨物・技術・サービス

※3 核材料、核設備、原子炉用非核材料および関連技術・サービス

◆ 2. 管制政策

輸出許可制度	輸出経営資格	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸出経営者は、管制品目の輸出に従事する場合、関連管制品目の輸出経営資格の取得が必要
	輸出管制リスト	<ul style="list-style-type: none"> ● 主管部門が関連部門と共同で管制品目の輸出管制リストを制定・調整し、適時、公布 ● 輸出管制リストに列挙されている管制品目または臨時管制品目について、輸出経営者は、主管部門に許可を申請
	臨時管制	<ul style="list-style-type: none"> ● 主管部門は、國務院（および中央軍事委員会）の批准を受けて、輸出管制リスト以外の貨物・技術・サービスに対しても臨時管制を実施可能

SMBC (CHINA) NEWS



	<ul style="list-style-type: none"> ● 臨時管制の実施期限は2年まで ● 実施期限の到来までに、速やかに評価を行い、評価結果に基づき臨時管制の取消・延長または臨時管制品目の輸出管制リストへの追加を決定
輸出禁止	<ul style="list-style-type: none"> ● 主管部門は、國務院（および中央軍事委員会）の批准を受けて、関連部門と共同で関連管制品目の輸出、または関連管制品目の特定対象国家・地区、特定組織・個人への輸出を禁止可能
最終使用者 最終用途	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸出経営者は、主管部門に管制品目の最終使用者・最終用途の証明文書（最終使用者または最終使用者の所在国家・地区の政府機関が発行）を提出 ● 管制品目の最終使用者は、主管部門の許可を受けずに、無断で関連管制品目の最終使用者または最終用途を変更不可、第三者に譲渡不可であることを承諾 ● 輸出経営者・輸入業者は、最終使用者または最終用途に変更の可能性があることを発見した場合、直ちに主管部門に報告
管理コントロール リスト	<ul style="list-style-type: none"> ● 主管部門は、最終使用者または最終用途の管理要求に違反、国家の安全・利益に危害を加える可能性がある、テロリズム目的で完成品目を使用した輸入業者・最終使用者に対して、管理コントロールリストを設置 ● 主管部門は、当該リストに列挙された輸入業者・最終使用者に対して、関連管制品目の取引禁止・制限、関連管制品目の輸出中止命令などの必要な措置を実施可能

◆ 3. 両用品目・軍用品の輸出管理

両用品目	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸出経営者は、両用品目の輸出を申請する場合、国家両用品目輸出管制管理部門に関連資料を提出 ● 国家両用品目輸出管制管理部門は、申請の受理後、法定の期限内に許可の可否を決定 ● 許可する場合、証書発行機関が輸出許可証を統一交付
軍用品	<ul style="list-style-type: none"> ● 国家は、軍用品の輸出専門経営制度を実行 ● 軍用品の輸出に従事する経営者は、軍用品輸出専門経営資格を取得かつ認可された経営範囲内において軍用品の輸出経営活動に従事 ● 軍用品輸出経営者は、軍用品の輸出前に、国家軍用品輸出管制管理部門に軍用品輸出許可証の取得を申請

SMBC (CHINA) NEWS



◆ 4. 監督管理・法的責任

監督管理措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 主管部門は、本法の規定違反の嫌疑がかかる行為に対して調査を行い、下記の措置を実施可能 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被調査者の営業場所への立ち入りまたはその他の関連場所の検査 ・ 被調査者・利害関係者・その他の関連組織または個人への質問、関連事項に対する説明の要求 ・ 被調査者・利害関係者・その他の関連組織または個人の関連書類・協議・会計帳簿・業務上の書簡/電報などの文書・資料の査閲または複製 ・ 輸出に用いる運輸手段の検査、疑わしい輸出品目の積載の制止、違法に輸出した品目の返送命令 ・ 当該案件の関連品目の封印・差押（主管部門の書面による批准が必要） ・ 被調査者の銀行口座の照会（主管部門の書面による批准が必要）
法的責任	<ul style="list-style-type: none"> ● 規定違反の経営者などに対して、状況の軽重により、警告、違法所得の没収、罰金、業務の停止・整理命令、関連管制品目の輸出経営資格の取消を実施 ● 主管部門は、処罰決定の発効日より5年以内は当該輸出経営者の輸出許可申請の不受理が可能 ● 直接の責を負う主管職員およびその他の直接責任者に対して、5年以内の関連輸出経営活動を禁止可能 ● 輸出管制違法行為により刑事処罰を受けた場合、関連輸出経営活動への従事が終身不可

以 上

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本 店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階 TEL：86-(21)-3860-9000
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階 1、12、13号 TEL：86-(21)-2219-8000
 上海自貿試験区出張所：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心15階15T21室 TEL：86-(21)-2067-0200
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室 TEL：86-(24)-3128-7000
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室 TEL：86-(10)-5920-4500
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階 TEL：86-(22)-2330-667
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新國際商務広場12階 TEL：86-(512)-6606-6500
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 國際大厦16楼 TEL：86-(512)-6288-5018
 常熟出張所：常熟市東南開発区東南大道333号 科創大厦8楼 TEL：86-(512)-5235-5553
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協國際商務広場2001-2005室 TEL：86-(512)-3687-0588
 杭州支店：杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢5階 TEL：86-(571)-2889-1111
 広州支店：広州市天河区華蕙路8号 國際金融広場12階/電話 TEL：86-(20)3819-1888
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層 TEL：86-(755)-2383-0980
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江國際1棟第34階02号 TEL：86-(23)-8812-5300
 大連支店：大連市西崗区中山路147号 森茂大厦4楼-A室 TEL：86-(411)-3905-8500